

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第54号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年香川県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(独立行政法人その他の法人)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</u></p> <p>(5)～(8) 略</p>	<p>(独立行政法人その他の法人)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の規則で定める独立行政法人その他の法人は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u></p> <p>(5)～(8) 略</p> <p><u>(9) 地方住宅供給公社</u></p> <p><u>(10) 地方道路公社</u></p>

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。